

ふるさと納税制度による 当連盟へのご支援について



ふるさと新宿区わがまち 応援寄附金について

新宿区内に主たる事業所がある公益的活動を行っている団体を対象に、寄附される方が応援したい公益的団体を指定して新宿区に寄附する制度です。

この寄附金は、新宿区を通して寄附者が指定した団体の活動を支援するために使われ、そのことによって団体の活動の充実や、地域社会の発展、活性化を目指すものです。



◆ 寄附から支援金受領までの流れ



「ふるさと納税」による
新宿区への「寄附」

※2,000円を超える部分について、一定の限度額までを原則として所得税・住民税から全額が控除されます。



「寄附金」の受領



「支援金」の受領
(翌年度)

※支援金は寄附金の7割を上限として
新宿区より日本水泳連盟に交付されます。

ふるさと新宿区わがまち応援寄附金制度を通じて、日本水泳連盟をご支援いただくことが可能です。

新宿区への寄附金は、寄附受付期間(1~12月)終了後の翌年度に寄附金の7割を上限に日本水泳連盟へ支援金として交付されます。ぜひ、水泳競技の普及と発展および競技力の向上のため、新宿区へのふるさと納税を通じたご支援をよろしくお願いいたします。

◆ ふるさと納税とは?

応援したい自治体に寄付ができる制度です。ふるさと納税の寄付金は所得税の還付、住民税の控除が受けられます。手続きをすると、最終的な実質自己負担額をわずか2,000円にすることができます。

申し込み方法

STEP 1

日本水泳連盟の申請フォームより、必要事項をご記入のうえお申し込みください。申請内容をもとに、当連盟から新宿区へ寄附の申し込みをさせていただきます。(右記QRコードより申請をお願いいたします)

STEP 2

後日、新宿区より納付書が送付されますので、金融機関の窓口にてお振込ください。納付後、新宿区より「寄附金受領証明書」が送付されます。



日本水泳連盟への
寄附をお申し込み
希望の方は、こちらのQRコードから
申請をお願いいたします。



申請フォームは[こちら](#)

注意事項

- ・新宿区への寄附となりますので、当連盟からの領収書発行はありません。
- ・ご寄附に伴う新宿区および当連盟からの返礼品はありません。
- ・新宿区在住の方でもご寄附いただくことが可能です。



公益財団法人 日本水泳連盟

〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE8階

TEL03-6812-9061 FAX03-6812-9062